

鳥取県版環境管理システム 種規格(2008) (店舗・小規模事業所)

1 適用範囲

鳥取県版環境管理システム 種規格(店舗・小規模事業所)の要求事項を定める。

この規格は、以下の活動を行おうとする鳥取県内の店舗及び小規模事業所(以下「事業所等」という。)に適用する。

代表者は事業所等で行う環境改善活動の方針を明確にした環境宣言をする。

環境管理システムを構築し、維持し、改善する。

環境改善活動の結果を報告書にまとめる。

外部組織による環境管理システムの審査登録を求める。

2 用語の説明

(1) 環境

社会生活を取り巻く環境をいい、大気、騒音、振動、悪臭、水質、動物、植物、地球環境等をいう。

(2) 環境影響

環境に生じるあらゆる変化で、悪いもの、良いもののどちらも含む。

(3) 継続的改善

環境宣言に従って、事業所等での環境改善活動を継続的に実行し成果をあげてをいう。

(4) 汚染の予防

環境を汚さないようにするために、活動方法の変更、リサイクルや資源の節約などを行うこと。

3 一般要求事項

代表者は、事業所等において、環境改善のため、環境改善目標を作り環境改善活動を実行する。

4 環境宣言(P)

代表者は、次の事項を考慮した環境宣言を文書にして、実行する。

事業所等の活動内容や環境影響に適したものであること

環境改善活動の方針が示されていること

継続的な環境改善活動と、汚染の予防を約束すること

環境宣言は、事業所等に掲示し、事業所等において活動を行う者及び顧客等が確認できること。

5 計画(P)

(1) 環境改善目標

代表者は、事業所等の環境に影響を与える活動を考え、環境改善目標を決めて、文書にしておくこと。

環境改善目標はできる限り数値で表す。

目標を決定するときは、次の点を考慮すること。

環境への悪影響の改善又は好影響につながる事

事業所の活動において、実行が可能な事

環境宣言の方向と一致している事

(2) 環境改善活動

代表者は、環境改善目標を達成するための環境改善活動を決めて、文書にしておくこと。

この文書には次の項目を入れること。

環境改善活動の責任者を明確にすること

環境改善活動の日程など予定を具体的に示すこと

6 実行(D)

(1) 実行組織

代表者は、環境改善活動を推進するため、事業所等全体の環境改善活動の取りまとめと進行を管理する環境管理責任者を決めるとともに、必要に応じて、環境改善活動の推進のための体制と役割を明確にする。

(2) 活動

事業所等において活動を行う者は、環境宣言、環境改善目標を達成するための活動を行い、記録する。

7 点検(C)・見直し(A)

(1) 環境報告書の作成

環境管理責任者は、環境改善目標の達成状況を整理し、結果や感想をもとに環境報告書を作成し、代表者に報告する。

(2) 見直し

代表者は提出された環境報告書をもとに環境宣言、環境改善目標、環境改善活動を見直し、必要に応じて変更などを行い、その結果を記録する。